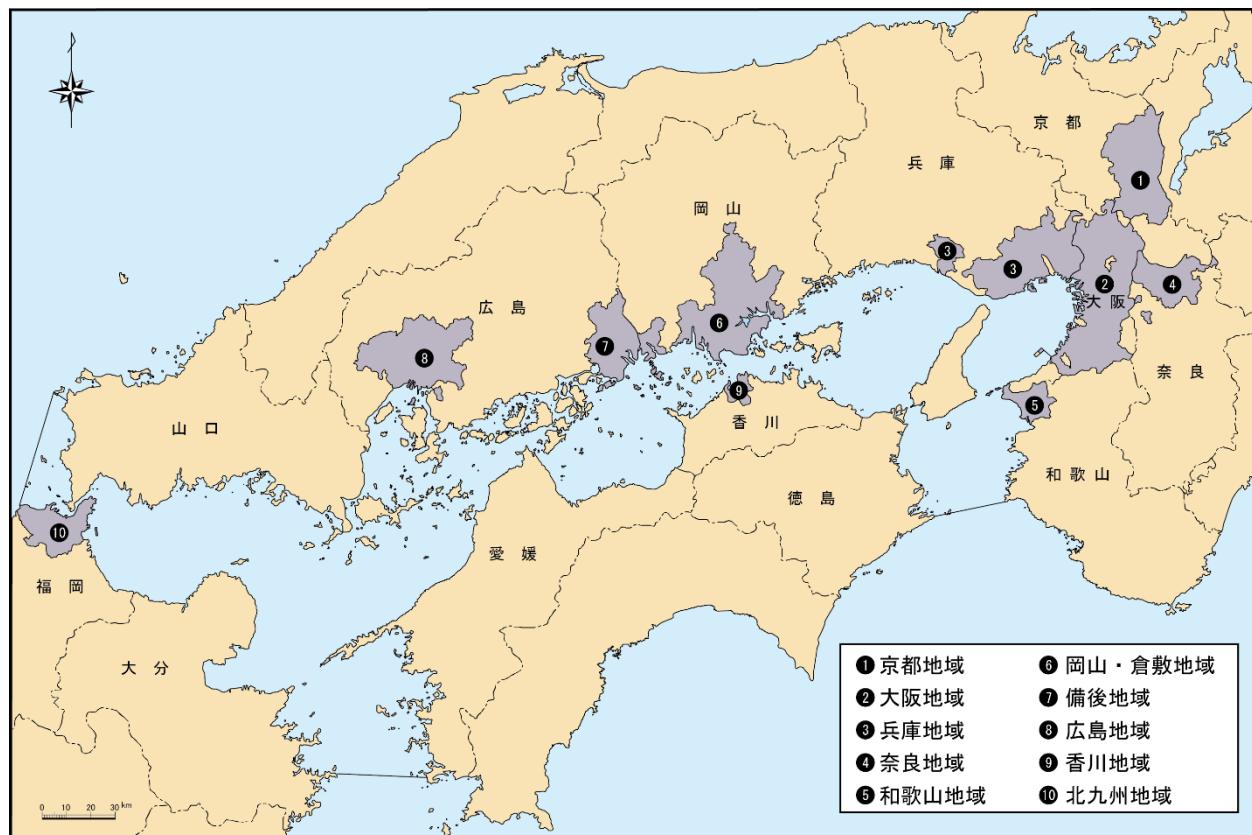


### 7.3 公害防止計画

公害防止計画は、公害が著しい地域について総合的に公害対策を講ずるため、環境基本法に基づき都道府県知事が策定する地域計画である。

また、都道府県知事は、公害財特法に基づき、公害防止計画の一部を構成する公害防止対策事業計画（下水道整備、しゅんせつ等の事業に関する計画）について、国の財政上の特別措置を受けようとする場合に、環境大臣の同意を求めることができ、瀬戸内海関係地域では図7-9に示すとおり、10地域において環境大臣が同意した公害防止対策事業計画が策定されている。

これらの地域については、瀬戸内海関係13府県の面積の約11%であるが、工業や人口の集中地域が多いことから、関係府県の人口の約53%、製造品出荷額の約47%を占めている。



出典：環境省資料より作成

図7-9 環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画策定地域図（瀬戸内海関係）（平成31年3月末現在）